

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和8年3月9日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

ヤングケアラー支援体制構築事業（アドバイザー配置）委託業務

(2) 業務目的

ヤングケアラーに関する課題は、家庭内のデリケートな問題であること、子どもが声を上げにくいこと、本人や家族に自覚が乏しいこと等の理由により、本来は支援が必要な場合であっても表面化しにくい構造にある。また、支援に当たってはヤングケアラー本人のみならず、ケアの対象者を含む世帯全体への支援が求められる。

このため、ヤングケアラーを早期に把握し、世帯全体への切れ目のない支援を実施するには、子どもや世帯に関わる市町行政、教育委員会、地域の関係機関（医療・司法・福祉等）が連携し、多機関連携により対応することが重要である。

一方で、多機関連携の支援体制の構築は、関係機関との調整等を要し、難易度が高いことから、本事業は、ヤングケアラー支援に関する専門的知見とネットワークを有するヤングケアラー・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を配置し、市町等が実施するヤングケアラーの個別支援に対する助言その他の支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

ア ヤングケアラー個別支援への対応

アドバイザーは、市町等において実施されるヤングケアラーの個別支援会議に参加し、ヤングケアラーや世帯の課題分析や課題解決に向けた方法について助言を行う。

イ 大学等の訪問による周知啓発及びヤングケアラー支援

アドバイザーは、大学や専門学校等に訪問し、ヤングケアラー支援の周知啓発を行う。また、大学等で把握しているヤングケアラーがいた場合は、大学等と連携し、ヤングケアラーを必要な市町等の機関につなげる伴走型の支援を行う。

ウ 学校等での出前講座の実施

アドバイザーは、生徒や教員等にヤングケアラー支援に関する出前講座を実施する。

エ ヤングケアラー支援者向けのヘルプデスク運用

アドバイザーは、ヤングケアラー支援に携わる様々な者の把握・支援力を向上させるため、関係機関からヤングケアラーの支援に関する相談に応じ、助言を行うヘルプデスクを運用する。

オ 市町の包括的相談支援体制の構築支援

ヤングケアラーの支援主体となる市町において、多機関が連携した包括的な支援体制を構築することは、ヤングケアラーの支援に有用であることから、個別のヤングケアラーケースへの助言等をとおして、重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制の構築に対し、助言等を行う。

カ ヤングケアラー支援関係機関との連携

受託者は、ヤングケアラー支援関係機関とヤングケアラーの課題やケースの情報共有を行い、県のヤングケアラー支援機能の中核を担う。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、10,000,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館3階

静岡県子ども若者局子ども家庭課子ども家庭班

電話番号 054-221-2307 Eメール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 事業委託説明書の配布

ア 交付日時

令和8年3月9日（月）から令和8年3月24日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

Eメールで送付希望の場合は、こども家庭課Eメールアドレス宛に送付希望の連絡を行うこと。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は事業委託説明書による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和8年3月24日（火）までに郵送又は持参（必着）

7 その他

- (1) 詳細は事業委託説明書による。
- (2) 説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。